

平成 29 年 度

平成 29 年度 公共下水道管路施設清掃業務

# 特 記 仕 様 書

管 路 施 設 清 掃 工

弘前市大字 鍛冶町外 地内

弘前市 上下水道部 下水道施設課

業 務 内 容

「別表－１」及び「図面」のとおり。

業 務 日 数 又 は 業 務 期 間

|   | 業務期間 平成 年 月 日まで |
|---|-----------------|
| ○ | 業務日数 90 日       |
|   |                 |

# 第 1 章 総 則

## 1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、弘前市（以下、「当市」という。）が発注する下水道管路施設（管路・マンホール・伏越し等）内の清掃工に適用する。
- (2) 図面に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

## 2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

## 3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃作業（以下、「作業」という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等・並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

|                       |                 |          |
|-----------------------|-----------------|----------|
| ①労働基準法                | (昭和22年法律第49号)   | 及び同法関連法規 |
| ②労働者災害補償保険法           | (昭和22年法律第50号)   | 及び同法関連法規 |
| ③消防法                  | (昭和23年法律第186号)  | 及び同法関連法規 |
| ④緊急失業対策法              | (昭和24年法律第89号)   | 及び同法関連法規 |
| ⑤建設業法                 | (昭和24年法律第100号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑥建築基準法                | (昭和25年法律第201号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑦毒物及び劇物取締法            | (昭和25年法律第303号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑧道路法                  | (昭和27年法律第180号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑨下水道法                 | (昭和33年法律第79号)   | 及び同法関連法規 |
| ⑩中小企業退職金共済法           | (昭和34年法律第160号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑪道路交通法                | (昭和35年法律第105号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑫河川法                  | (昭和39年法律第167号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑬電気事業法                | (昭和39年法律第170号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑭騒音規制法                | (昭和43年法律第98号)   | 及び同法関連法規 |
| ⑮廃棄物の処理及び<br>清掃に関する法律 | (昭和45年法律第137号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑯水質汚濁防止法              | (昭和45年法律第138号)  | 及び同法関連法規 |
| ⑰酸素欠乏症等防止規則           | (昭和47年労働省令第42号) | 及び同法関連法規 |
| ⑱労働安全衛生法              | (昭和47年法律第57号)   | 及び同法関連法規 |
| ⑲振動規制法                | (昭和51年法律第64号)   | 及び同法関連法規 |
| ⑳環境基本法                | (平成5年法律第91号)    | 及び同法関連法規 |
| ㉑青森県公害防止条例            | (昭和47年青森県条例第2号) | 及び同法関連法規 |

- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

#### 4. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたいえ、作業に着手すること。

| 提出区分 | 名 称           | 部 数 | 適 用                     |
|------|---------------|-----|-------------------------|
| ○    | 業務着手届・工程表     | 1 部 |                         |
| ○    | 業務責任者(主任技術者)届 | 1 部 |                         |
| ○    | 清掃作業計画書       | 1 部 | 第3章「2.清掃工(1)清掃作業計画書」による |

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

| 提出区分 | 名 称         | 部 数 | 適 用                |
|------|-------------|-----|--------------------|
| ○    | 業務委託完成検査申請書 | 1 部 |                    |
| ○    | 業務委託引渡書     | 1 部 |                    |
| ○    | 作業記録写真      | 1 部 | 第1章「12. 作業記録写真」による |
| ○    | 業務報告書       | 1 部 |                    |
| ○    | マニフェスト      | 1 部 | B1、C2 票の写し         |
| ○    | 請求書         | 1 部 |                    |

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

#### 5. 権利義務の譲渡等

受注者は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により当市の承諾を得た時は、この限りでない。

#### 6. 再委託の制限

受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により当市の承諾を得た時は、この限りでない。

#### 7. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

#### 8. 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路施設内の作業を行う場合は、酸素欠乏等危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

(4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

#### 9. 地先住民等との協調

(1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し理解と協力を得ること。

(2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、使用人に対しても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

(4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

## 10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

## 11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、祝日または休日等に作業を行う必要がある場合、または夜間等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間帯等について、監督員の承諾を得ること。

## 12. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに編集したものを、作業記録写真帳（A4版）に整理し監督員に提出すること。

- (1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。
- (6) 撮影頻度
  - ①管路 : 管径別に延長500m程度に対し、1箇所割合で撮影すること。

## 第 2 章 安全管理

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。  
管路施設内での標準的な作業中止基準は以下のいずれかの場合とする。
  - 1) 作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合。
  - 2) 作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。
- (3) 受注者は、以下の事項について調査・検討し、上記標準的な作業中止基準の他、自社における作業中止基準を設定し、対処対策方法について計画書に明示すること。作業中止基準等の設定にあたっては「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成20年10月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編)等を参考にすること。
  - 1) 現場特性の事前把握  
局地的な大雨等による急激な増水による危険性を把握、認識するために作業箇所及び付近の情報を収集し分析すること。
  - 2) 作業の中止基準・再開基準  
局地的な大雨等による被害を最小限に留めるため、現場特性、作業内容を踏まえて、作業の中止・再開を判断するための基準を人命優先で定めること。
  - 3) 迅速に退避するための対策  
作業を再開した後に、中止基準に至った場合や水位等の変化により急激な増水による危険性が察知された場合、管路施設内作業員を迅速に退避させるための対応方法等を定めること。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

### 2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

### 3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 酸素欠乏危険作業主任者を定め、その証となるものの写しを清掃作業計画書に添付すること。
- (3) マンホール、管きょ、伏越等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

#### 4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務委託標示板（業務委託標示板記載例参照）を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車輛交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車輛及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

| 工 種     | 配置場所  | 交通誘導員員数   | 施工時間  | 摘 要 |
|---------|-------|-----------|-------|-----|
| 一般管路清掃工 | 清掃作業部 | 28人（計上人員） | 昼 ・ 夜 |     |
|         |       |           | 昼 ・ 夜 |     |
|         |       |           | 昼 ・ 夜 |     |

- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議すること。

#### 5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

## 第 3 章 清掃工

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を痛めないようガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に破損を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れのある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び青森県公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚染させないこと。万一、汚染させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

### 2. 清掃工

#### (1) 清掃作業計画書

受注者は、作業にあたり、事前に次の事項を記載した計画書を提出すること。

- 1) 作業概要
- 2) 作業計画（実施工程表、清掃作業方法等）
- 3) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制、作業使用車輛）
- 4) 安全計画（保安対策、豪雨出水・地震等対策、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- 5) その他、監督員の指示する事項

#### (2) 作業時間、作業範囲

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

#### (3) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

#### (4) 土砂等の積み込み、運搬

- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車輛を配置すること。
- 2) 運搬車輛は、事前に当市に届け出を行うこと。
- 3) 運搬車輛は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車輛とすること。
- 4) 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行人及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- 7) 土砂等の運搬先は、「青森リニューアブル・エネルギー・リサイクリング(株)」とする。
- 8) 土砂等搬入の際は、事前に搬入先に連絡すること。
- 9) 土砂等の搬入場所は、搬入先職員の指示に従うこと。

#### (5) 機械による清掃工

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管きよを損傷することのないよう吐出圧に留意すること。
- 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、あらかじめ積載して来ることとする。

## 第 4 章 その他

### 1. 検査

- (1) 受注者は、中間確認及び完了検査に立ち会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

### 2. 暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

### 3. 弘前市情報セキュリティポリシーの遵守

受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

### 4. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他、特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。
- (4) 受注者は、当市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

## 業務委託標示板

業務委託標示板は、下記の記載例のとおりとする。業務区間の見やすい箇所に設置する。

業務委託標示板（記載例）



単位：mm

- 注（１）色彩は「ご迷惑をおかけします」等挨拶文、「下水道維持作業」は青地に白抜き文字とする。  
（２）「下水道施設を点検・清掃しています」等業務内容については青色文字とする。  
（３）その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

